

初めてでも簡単に遺言書を作成できる 大切な人や家族を守るための「キット」

NPO法人パオッコ 〓 離れて暮らす親のケアを考える会 太田差恵子

「たいした財産があるわけでもないのに『遺言書』なんて、私には関係ない」と考えているかもしれませんが。けれども実際、誰かが亡くなったときに相続でもめるケースは珍しくありません。親の遺産相続の際にきょうだい間でトラブルとなり家庭裁判所の調停、そして審判となったというケースも聞きます。

例えば親の財産は自宅の土地建物と預貯金のみとします。子は長男と長女の2人。この内、シングルの子は親と同居。遺産は自宅不動産2000万円、預貯金300万円の場合、それを平等に分けるには不動産の売却が必要となり、長女は自宅を

出なければなりません。長女は「私は親の介護をした」と言い、長男は「家賃も払わず、ずっと親の家に居候していただけだろう」と言う。本来、親の財産なのですから親の意思が尊重されるべきですが、亡くなった後では確認のしようがありません。こうしたトラブルを解消する手段のひとつとして「遺言書」が存在します。とはいえ、「書き方が分からない」という声も。実際、便箋に向かってみたものの何をどのように書けばいいか途方に暮れた経験のある方も多いのではないのでしょうか。

遺言書の大半は、本人が全文を自筆で書く「自筆証書遺言」と、

公証役場で公証人が作成してくれる「公正証書遺言」の2種です。前者は手軽に作成できるもののルールを守らないで書くとはにより遺言者の考え通りの遺言を執行できなくなるリスクをはらみます。一方、後者は専門家が作成するため不備はないものの、ある程度の費用がかかります。

公証役場で公証人が作成して

●コクヨの「遺言書キット」
不備なく手軽に書く方法は？
……。そんな要望に応える商品がコクヨの「遺言書キット」です（2009年6月発売）。開発に当たり行った調査では、「遺言書に關心はあるが何をどう書いたらよいか分からず、書き方を

調べているうちに途中で面倒になってあきらめてしまうユーザーの実態が分かりました。『遺言書キット』は自宅で手軽に作成できることをコンセプトにして完成しました（同社広報）。

●下書き用紙から
封印用封筒までセット
付属の手引書「遺言書虎の巻」で守るべきルールをわかりやすく説明し、手軽に法的に有効な自筆証書遺言書を作成できるようにしています。

手引書では事例として、「夫婦2人暮らし」「夫婦と小さな子供2人」「定年した夫婦と成人の子3人」のケースを挙げて、それぞれの場合にどんな遺言書を書くべきかを解説。預貯金、土地、建物などを法定相続人のうちの○に相続させる―などの文例もあります。「相続人以外の第三者に遺贈する場合」、「お葬式や埋葬方法についての希望」などの書き方も。公正証書遺言の作り方も記されています。

そして、下書き用紙や厚手のしっかりした保管用台紙、遺言

書を封印する封印用封筒（一度開封すると元に戻せない特殊なもの）もセットされています。

かつては「遺言書」というと財産を分けるために作るものというイメージがありました。現在は家族に面倒な手続きなど余計な負担をかけないように作る人が増えています。同社には

「自分の回りの人間関係を見て遺言書は悲しいけれど必要なものである事を感じました。残った家族達がいつもの生活を過ごしていけるように親としてとるべき行動なのかもしれない」といった声が寄せられています。

全国の文具店などコクヨ商品

取扱店のほか、ネット通販でも購入できます。

親に遺言書を書いておいてもらいたい……、と思ってもなかなか言い出しにくい話題です。が、実は親も書いてみたいと考えつつ書き方が分からない、という状況かもしれません。

本商品のほか遺言書の作成について解説する書籍も数多く販売されています。「書いて」とダイレクトに進言するのではなく、さりげなく手引き商品の情報を提供してみるのも方法です。

また、遺言書は高齢者のものと考えがちですが、死はいつ訪



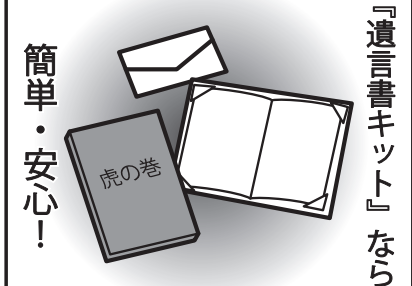
〇〇さんが財産分与でもめてるって？

遺言書を残さなかつたのか。



わしも年だし、そろそろ遺言書を残したい。

とは言え、書き方が分からない。



『遺言書キット』なら

簡単・安心！



私がいなくなっても仲良くしてほしい。

これは家族への愛かもしれないな。

絵・いしだみな / 欄カトウプロ

れるか分からないものなので若い世代にも関わりあるものだと思います。民法では、遺言ができる年齢は満15歳以上と定めています。そこで、親に勧める前に自分自身も書いてみる。その感想を親に話してみるのもいいでしょう。

一度書いてみることで、「うちは公正証書遺言のほうが良さそうだ」とか、「財産関係や家族構成が複雑だから弁護士や司法書士にサポートしてもらおう」といった方向性も見えてくるかもしれません。

「争族」という言葉もあるほどです。遺産相続などをめぐって

親族が争うこと。早めの準備で避けたいものです。

◆遺言書キット

コクヨS&T株式会社
<https://www.kokuyo-st.co.jp/stationery/life-event/will/>

■セット内容

遺言書虎の巻（1冊）・遺言書用紙（4枚）・遺言書下書き用紙（2枚）・封印用封筒（1枚）・保管用台紙（1枚）

■メーカー希望小売価格：2,300円（税抜）

※遺言書用紙・封筒セット（遺言書用紙6枚、遺言書下書き用紙・封印用封筒各2枚）=650円（税抜）もあります。

